

平成30年

第12回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成31年2月27日(水)

伊勢原市農業委員会

第12回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月27日(水) 午前9時45分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 杉本 和彦
横山 正博

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者
小瀬村 正宣(事務局長)
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔
村井 善治

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前9時45分)

[事務局長] それでは、第12回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本日、会議の傍聴を希望される方はおりません。在任定数10名、欠席委員は、おりません。出席委員10名で、定足数に達しておりますので、第12回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、よろしく願いいたします。

[議長] ただ今から、第12回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、3番 杉本 和彦 委員と4番 横山 正博 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告9件、議案5件の計14件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が、3件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年5月4日。市内東大竹にお住まいの方が、東大竹字上粕原の農地外7筆、面積2,574㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年1月21日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成29年12月13日。市内小稲葉にお住まいの方が、小稲葉字細町の農地1筆、221㎡と小稲葉字八坂前の農地4筆、1,601㎡、合計5筆、1,822㎡の農地を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年1月21日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成30年9月18日。市内桜台3丁目にお住まいの方が、下平間字谷原下の農地1筆、面積601㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、平成31年2月6日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が3件提出されたという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特にございませんですか。報告事項でございますので、次に進ませていただきます。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で2件、4筆、面積492㎡の届出がございました。地区は、両案件とも成瀬地区になります。転用目的は、一般個人住宅が1件、露天駐車場が1件になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用が2件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に進みます。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 報告第3号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届

出になります。

今回は、合計で4件、8筆、面積2,929㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で2件、2筆、面積1,121㎡。成瀬地区で1件、5筆、面積1,793㎡。大田地区で1件、1筆、面積15㎡です。権利の種類は、全て所有権の移転になります。転用目的は、全て一般個人住宅になります。以上です。

[議 長] 報告第3号は、市街化区域内の所有権の移転に伴う転用が4件あったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は市内東大竹にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、平成31年1月30日。対象農地の明細は、7頁です。東大竹字粕上原に1筆、面積は280㎡です。2月8日に事務局で現地調査を行い、一部に大根が作付けされ、残りの部分は草が何もない状態で良好に管理されていることを確認し、2月13日付けで先決処分証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 報告第4号につきましては、納税猶予を受けている土地の引き続き農業経営を行っている旨の証明を、専決処分したという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。では、次に進ませていただきます。

[議 長] 報告第5号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地造成工事届出書について。報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、成瀬地区で1件、大田地区で1件の届出がありました。

はじめに、報告第5号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、高森字谷入の畑1筆、面積339㎡のうち265㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内高森にお住まいの方で、施工業者は市内桜台の法人です。施工内容は、水路から1m後退し、農地に接する道路から50cm後退させ、最大盛土高は1.0m未満。周囲は、29度の法面で施工します。使用する土は、農地造成工事の至近の場所から運搬をします。届出日は、1月29日。工期は、平成31年3月1日から平成31年3月29日までです。盛土した後は野菜を栽培するとのことでした。

次に、報告第5号の2、図面番号は2番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、沼目字砂田の田2筆、面積491㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内高森台にお住まいの方で、施工業者は市内上粕屋の法人です。施工内容は、境界から30cm後退し、最大盛土高は0.6m。周囲は、29度の法面で施工します。使用する土は、農地造成工事の至近の場所から運搬します。これまで田でしたが、農作業等が厳しいとい

うことで、畑に転換されるそうです。届出日は1月18日、工期は平成31年2月1日から平成31年4月30日までです。今のところ、良い土が出ていないということで、まだ盛土されていません。盛土した後は、野菜を栽培します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地造成の届出が2件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[委員] 農地造成で、29度の法面処理というのと、通常、30度未満という規定から出てるのか、そういうことで29度になったと思うんですけども。先ほど、造成をして利用を高度化しようって理解はするんですけども、この地目が畑を良くするために盛土して畑にするっていうのは判るんですけども、田を盛土しちゃうと田としては使えないわけですよね。それで、地目は変更してくれるのかどうかを確認はするのですか。

[事務局] 地目変更につきましては、そこまでの拘束力はございませんので。田だったものを畑にしたいという届出なので。当然、課税の方につきましても、現況が田から畑に変われば課税も変わると思います。ただ、賦課期日が1月1日なので今年は田のまま、年が明けましたら畑になるかと思えます。

[委員] 指導は、しないのですか。

[事務局] 田から畑に現況地目が変わりますよ、という話はしますが、あとは登記申請に要する費用とかもありますし。おそらく、ほとんどの方が地目変更をされていないかと思えます。

[議長] よろしいですか。

[委員] もう一つですね、田の真ん中で盛土をして他の田に影響は無いということは確認しているのですか。

[事務局] 今回、農地造成される田につきましては、道路の端ということになっております。農地造成される田の隣接地ですが、届出人の御姉弟にあたるそうで、農地造成に当たり同意をいただいております。

[委員] 報告の1番の方ですが、図面が添付されている図面で現地を確認させていただいたのですが、業者が作られた図面だと思のですが、現場と全然合っていないんですよ。まず、平面図を見ていただくと、西側と北側に道路があるということなんですけれど、一部、盛土されちゃっているんですよ。そうすると、断面図と整合しないんですよ。しかも、断面図ですけど、何処の断面図だか判らない。目で見ても、西側の断面図を見ても、道路ってありますよね、図面の右側の方に下がっているんですよ。にもかかわらず、道路が平らですよって描いてある。普通、断面図っていうのはね、地面からの寸法を記載すべきものなんですけど、それが記載されていないんですよ。寸法も書いていない。断面図の左側、道路の方が高いんですよ。今回、低いから1mの盛土しますよっていうことなんですけど、V字型に水平距離を50cm取って、29度の角度でね。三方が、こういう形で盛ってね、窪地みたいところに台形みたいな盛土したってさ、すごく不自然なんですよ。一部は既に道路と平らに盛られちゃっているんですよ。絵の信憑性が全然無いものをね、地主は業者に頼んで作らせている。ところが、素人が見ても、いい加減な絵を描いて出してね、いかがなものかと思うんですけど。盛土関係についてね、所管課がチェックをして周辺に影響が無いよ、という中で届出をしてくるわけですよ。もう一回、3月1日から施工だと言ってんだけど、業者を呼んでチェックしていただき

たいんですよ。下の図面見ても、これ平面図じゃないよ。あまりにも、いくら届出だからって言っても、チェック機能が働いてないよ。地元の関係ですし、施工前に、今後ね、いろんな問題が出るかもしれないので、是非、業者を呼びつけてチェックしてくださいよ。

[事務局] 業者に連絡を取って、すぐ来てもらい、協議をして指導します。

[委員] 事務局も、見てんじゃないの、現場。

[事務局] はい、見ました。

[委員] おかしくなかったですか。

[事務局] ちょっと、おかしいと思いました。

[委員] それじゃあ、駄目だよ。それじゃあ、何だか判んないけど議案に出しちゃったっていう話になっちゃいますよ、そういうこと言われると。届出だからって良いっていう話じゃないんですよ。周辺への影響が出ないように審査しているんですから。しかも、339㎡のうち一部だと。265㎡っていうことですよ。筆の、1084番1の何処にどういう盛土をするのか、この図面だと全然判らないんですよ。

[事務局] そうですね。

[委員] そうですねって言われたって、困っちゃうんですけど。

[事務局] それを含めて、指導いたします。

[委員] よろしくお願いしますよ。

[議長] 事務局、よくチェックをしてください。他に、何かございませんですか。よろしいですか。

[委員] よろしいですか。平面図の後ろに求積図があるんですけど、そちらでは判らないんでしょうか。

[委員] 求積図は、いいんだけどね。さっきも言ったように、1084番1の一部ですよってことですよ、その一部が265㎡ってことですよ。そうすると、元の畑の形態があって平面図ですから。平面図の中で1084番1っていうのが判ってね、そのうちの一部に盛土しますっていう話だと思うんですけども。

[委員] 求積表の面積が盛土する面積なんですよ。そうすると、339㎡っていうのが他に、道路の部分になるって理解しているんだけど。そうじゃないのかな。

[委員] だから、そういうことが判んないから。

[委員] 黒い所が残ってるんですよ、そこが残りかなと。黒い部分を含めたものが339㎡で、求積したところが盛土する所かと理解したんだけど。1084番2かなと。

[委員] 1084番2は、道路になっちゃっているんですよ。

- [事務局] すみません、その辺も含めて業者を呼んで確認をしますので、ここで議論をいただきましても確定したことが判りませんので、次の機会に説明させていただきます。
- [議長] 平面図の黒い部分は、あくまでも道路敷です。それで、白い部分が該当地の土地で、その中の265㎡を埋め立てる、そういう内容ですので、その場所が特定できてないっていう御指摘ですよ。
- [委員] 1084番1っていうのは、全体で339㎡あるんですよ。それで盛土をして、その下に道路を作って、265㎡の平らな土地を作るって理解したんだけど、そうじゃないの。
- [議長] その下に道路を作って。
- [委員] その外周に全部、盛土をする下に道路を作る感じ、それがこの求積図の黒い道路を作るっていうように理解したんですけど。
- [委員] 50cm後退して29度で、その上を平らにする。そうすると、約70㎡くらいの土地を道路にしちゃって、上を平らにするのかなって理解したんだけど。
- [委員] 公図を見るとね、東側に水路があって、西側と北側に道路があるんですよ。
- [事務局] よろしいでしょうか。登記簿上は339㎡なんですけれども、実測すると265㎡しかない、ということです。
- [委員] そういうことか。
- [事務局] 記載の違いですね。
- [委員] だからね、結果論からそうなるんだけどさ、添付されてる公図や平面図からしか判断できないんですよ。平面図で見て、あたかも一部を盛土するっていいながら全筆を盛土するっていう施工区域になっちゃっているんで聞いているんですよ。
- [議長] 盛土する部分は、339㎡じゃないの。
- [事務局] 登記簿上の面積は339㎡で、そのまま339㎡と記載するのか、求積図を付けているので、実測面積で265㎡とするのか。おそらく、他の農地でもそうなんですけど、登記簿の面積が実際無いと。耕地整理や土地改良等をしているのであれば、面積の違いは大きく生じてこないと思うのですが。昔からの土地については、やはり多い少ないが生じてしまうということが考えられます。この土地についても、例外ではなく実測面積が少ないということだと思います。
- [委員] どっちかに統一すべきじゃないかと思いますが。
- [事務局] 今後、注意します。
- [委員] いずれにしても、図を見てもらうと、すごく不自然なんだよ。平らな部分を1m作って法面処理をしてってことは、わざわざ狭い土地に盛土してですよ、窪地の土地に台形の盛土するわけですよ。出入口が不自然な形で、一部盛っちゃってあるにもかかわらず、そこにまたV字型にカットするのかって話なんですよ。そんな、訳の分からない計画な

んで、あり得ないんだよ。元々の面積が少なくなっちゃって、実測が少なくなっちゃってだよ、更に窪地の所に台形作っちゃって、専門業者が考えた計画じゃないよ。この業者、地元で何件も造成をやってるんですよ。もう少し、チェックをしてくださいよ。

[事務局] 業者を呼んで確認をいたします。

[議長] それでは、次に移ります。

[議長] 報告第6号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設への農地転用届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設への農地転用届出書について。農地法施行規則第29条では、「農地転用の制限の例外」が規定されています。届出がありました比々多地区の2件は、同条第1号の前段にあります「耕作の事業を行う者が、その農地を、その者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」に転用する届出になります。この前段部分の対象としては、農道や農業用排水路、ため池、防風林等が挙げられます。なお、後段部分の農業用倉庫等とは異なり、面積要件はありません。今回の届出の内容につきましては、両案件ともに、農業用水を確保するため「さく井」、いわゆる「井戸」を設置するものです。施工業者は、中日本高速道路株式会社です。

はじめに、報告第6号の1、図面番号は3番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。届出人は、市内三ノ宮にお住まいの方で、三ノ宮字上尾崎の農地を2筆、面積1,207㎡のうち161.26㎡に農業用水を確保するための「井戸」を設置する届出となります。

次に、報告第6号の2、図面番号は4番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。届出人は、市内三ノ宮にお住まいの方で、三ノ宮字下澤山の農地を2筆、720㎡のうち174.99㎡に農業用水を確保するための「井戸」を設置する届出となります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。報告第6号につきましては、農業用施設へ農地転用届出が2件出されたという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議長] 報告第7号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について。

はじめに、報告第7号の1、図面番号は5番です。あわせて、公図及び利用計画平面図等をご覧ください。神奈川県平塚土木事務所長からの届出で、三ノ宮字下中島1668番1の一部、面積1,009㎡のうち820㎡を、砂防指定「谷戸岡沢」における溪流保全工の整備に必要な仮設道路及び資材仮置場と掘削土仮置場として使用するため、一時転用の届出が出ていましたが、工事の遅れによる工事期間延伸の届出です。工事完了時期は平成31年3月29日です。

次に、報告第7号の2、図面番号は6番です。あわせて、公図及び土地利用平面図等をご覧ください。本件は、伊勢原市下水道整備課長からの届出で、東大竹字入部840番の一部、面積1,047㎡のうち554.75㎡と841番の一部、面積833㎡のうち444.79㎡、合計で999.54㎡を浸水対策調整池整備工事に伴う資機材置場と現場事務所等として使用するため

の一時転用の届出です。工事完了時期は、平成31年9月30日です。以上です。

[議長] 報告第7号については、公共事業に伴い資材置場等の届出が2件出たということです。事務局の説明が終わりました。1件は、既に申請がありました栗原の砂防工事に伴う資材置場等ということで工期延長の届出が出されたということです。もう1件は、東大竹で浸水対策の調整池の工事に伴うものという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議長] 報告第8号、農地法第5条の規定による許可書の取消についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第8号、農地法第5条の規定による許可の取消について。平成30年9月21日付けで神奈川県知事より許可された案件について、平成30年12月3日付けで許可取消願いが提出されました。

図面番号は、7番です。許可の内容は、太陽光発電施設の設置に伴う転用申請です。申請農地にソーラーパネルを設置してソーラー発電を行うもので、権利関係は所有権移転です。許可後に、地元住民との間で最終的な同意が得られなかったとのことで、ソーラーパネル設置の工事に着手出来ず工事自体が中止となり、それ以上、地元との調整が整う可能性が低くなってしまったため、許可取消願が提出されました。現地確認しましたが、工事は全く行われていない農地の状態であり、所有権も移転されていません。土地所有者から、今後も継続して農地として管理していく旨の誓約書と、営農計画書が提出されています。また、許可取消願書は譲受人と譲渡人双方の署名と捺印が必要となるため、法人の印鑑をもらうのに時間を要したため、今回の報告となりました。以上です。

[議長] 報告第8号につきましては、8月に申請がありました農地法第5条関係の許可の取消願が出されたということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[委員] 今、理由は伺ったのですが、前から、太陽光発電というのが出てるんだけど、他の条例等で地元説明会等の義務づけ的なものが、たぶん面積的なものもあるのでしょうか、何かあるんですか。

[事務局] 地元の説明会とか、譲受人である業者の方で、ある程度行われたということなんですよ。今回設置する予定の南側に1件家があるんですが、そこからは話が出ていないのですが、それよりも離れている住民の方から話が出まして、譲渡人との関係が上手くいなくなってしまうと、許可がおりてから工事に進むことができなくなってしまったというような中で、譲渡人の方が悩んだ末、取消しをさせてもらいたいということになり、このような形になりました。

[委員] 私が聞きたいのは、農地転用をしてね、担い手の問題等でね、他県に行ったら、だいぶ農地の中に設置されているのが目に入ったんですよ。当然、伊勢原市においても今後ね、農地転用をして荒廃させているんだったら太陽光発電っていうこともあり得るんでね、要するに聞きたいのは条例で何㎡以上はこうですよとか、面積要件があつてね、もし地元説明会で反対されちゃったら、要するに農地転用は認められないってことになるじゃないですか。今回、結果として地元とのトラブル回避ってことで引き下がったということなんですけど、仮に法的にできるのであれば関係住民の賛同なんて、意見は意見

と言うことで終わっちゃうわけですよ。やろうと思えばできちゃうことなのか、どうなのかってことなんですよ。

[事務局] やろうと思えばできました。まちづくり推進条例とか建築の方とか、当然話をして、問題がないということはいただいております。譲渡人が腹をくくってしまえば出来たんですけど、地元との関係もありまして、熟慮されて取消願いをしたいということになったという経緯でございます。

[議長] よろしいですか。他にございませんですか。無いようでしたら、次に移ります。

[議長] 報告第9号、農地法第18条第6項の規定による届出を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第9号になります。農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回は、高部屋地区で1件の届出がございました。内容としましては、借用農地で耕作するには、風当たりが強く、不適であるため合意解約に至ったものになります。以上です。

[議長] 説明が終わりました。賃貸借の解約ということでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。それでは次に移ります。議案に入ります。

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、相続税の納税猶予に係わる特例農地等の利用状況の確認について。この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回の案件は高部屋地区で1件、大田地区で2件、いずれも平塚税務署からの依頼です。

はじめに、高部屋地区の1件は議案第1号の1、整理番号H10A029。特例農地明細は、議案書の14～15頁です。対象者は市内上粕屋にお住まいの方で、上粕屋字川上下の5筆、同字下尾崎の1筆、下糟屋字田中境の3筆、計9筆、合計面積8,574㎡を特例農地としております。2月11日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、野菜等が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

次に、大田地区の1件目、議案第1号の2、整理番号H10A031。特例農地明細は議案書の16～18頁です。対象者は市内小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字谷堺に1筆、同字枝下に2筆、同字廣町に4筆、同字行合に1筆、同字中野原に2筆、同字下野原に7筆、計17筆、合計面積9,016㎡を特例農地としております。2月13日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻の作付け後など、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

次に、大田地区の2件目、議案第1号の3、整理番号H10A036。特例農地明細は議案書の19～24頁です。対象者は市内小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字七曲に1筆、同字池ノ谷に1筆、同字仲西に1筆、同字玉川に2筆、同字下之町に2筆、同字枝下に3筆、同字廣町に4筆、同字行合に14筆、同字流作に4筆、同字下野原に3筆、計35筆、

合計面積14,537.45㎡を特例農地としております。2月15日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、水稻の作付け後など、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。
はじめに、議案第1号の1について、「上粕屋地区」お願いします。

[地区担当委員] 2月1日に事務局と一緒に現地確認しました。事務局の説明どおり適切に管理されているのを確認しておりますので、問題ないと思います。以上です。

[議長] 次に、議案第1号の2及び3について、「小稲葉地区」お願いします。

[地区担当委員] 2番の方につきましては、2月13日に事務局と一緒に対象農地の確認をいたしました。全筆適正に耕耘管理されていて、特に問題は無いと思います。3番の方についても、2月15日に同じく対象農地の確認を行いました。対象農地は、全筆適正に耕耘管理をされておりました。ご審議、よろしく願いいたします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議長] 議案第1号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり認める」ことに可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、大田地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は8番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、小稲葉字仲西の1筆、面積495㎡を貸駐車場として転用するものです。申請人は、市内小稲葉にお住まいの方で、市内高森2丁目に事業所を置く、主に雑貨を中心とした商品の運送を営む会社に、駐車場を整備して賃貸しをします。申請理由は、賃借人が、今回、需要の増加により業務の拡張を図るため、車両の増台を図る必要があります、その為、賃貸契約している駐車場には空きがなく、新たな駐車場の確保を求めたことによるものです。賃借人が増台する車両は、4t貨物車6～7台を予定し、現在使用している場所に駐車し7台を申請地に移転します。賃借人は、市内では下落合の歌川産業スクエア内の顧客から貨物運送を請負い事業を展開していることから、歌川産業スクエアや事業所附近で探しましたが金銭面等で条件に合う土地がなく、範囲を広げ、周辺で適当な場所をあたっていたところ地権者から賃貸借の承諾をいただき、今回転用申請をするものです。申請地の立地基準は、河川や宅地等により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内に砕石を敷き転圧処理をします。また、敷地北側は既設のコンクリートブロックで、南側と東側敷地境界にはコンクリートブロックを新設し土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透処理とします。計画としては、周辺農地への影響はなく資金計画も適切であると判断されます。なお、他法令の手続きはなく、今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] この案件は、一度、1月の農業委員会に提出されて、再度、内容変更で提出された案件で、その時点で大田地区の農業委員、推進委員4名で現地確認を行いました。周辺はですね、倉庫であるとか駐車場、そういうような用途に使われておまして、この申請地に繋がる道路も舗装道路で、かなり4t車が通れる道幅を確保している、そうした状況で、特に転用することで周辺は問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことに可決決定をいたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。申請は、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件、計2件の申請がありました。

はじめに、議案第3号の1、図面番号は9番です。あわせて、公図、土地利用計画図等をご覧ください。申請地は、岡崎字御嶽の2筆、面積1,008㎡を資材置場とするため転用するものです。権利関係は、所有権移転です。申請人は、市内岡崎にあるボーリングによる地下資源調査や地質・水質・地盤等の調査や検査を主に行う法人で、市内坪ノ内に平成19年から賃借により使用中の資材置場、面積約500㎡がありますが、10年以上経過して事業拡大により手狭となり、また、岡崎の本店事務所から5kmと遠方のため業務効率が悪く、管理にも時間と経費がかかるため賃貸借契約を解除して、現在、岡崎地内で使用中の2カ所の資材置場、面積約1,200㎡と合わせて一括利用して効率的な利用を図りたいため、今回の申請となったとのことです。資材としては、鉄鋼タンク・ボーリングやぐら・ボーリングロッド・ケーシングパイプ・黒パイプ・H鋼等を置くための場所です。申請地の立地基準は、住宅地や山林等により分断され「その他2種」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、南側の住宅に接する部分については高さ2mの鉄板張りで、筆界についてはブロックまたはコンクリート板で施行し、北側の農地に接する部分は高さ2mの金網フェンスで日照をさえぎらないようにし、土砂の流出を防止し、農地に影響が及ばないようにします。雨水排水については自然浸透とし、オーバーフロー分を既存U字溝にて処理をします。また、出入口部分のグレーチングについては、道路管理者及び下水道管理者と協議のうえ既存のものより頑丈なものに交換するとのことです。資材を置く部分は砂利引き転圧し、雨水浸透式で施行するとのことです。計画としては、周辺農地への影響もなく、資金計画も適切と判断されます。市まちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第3号の2、図面番号は10番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、西富岡字下ノ田16番1、面積2,176㎡のうち714.70㎡と、16番3、面積296㎡のうち224.13㎡、合計面積938.83㎡を第二東名高速道路建設工事における伊勢原ジャンクション調整池工事に伴う、現場事務用地として使用するため、一時転用するものです。権利関係は、賃貸借権の設定です。転用期間は、許可後2年間です。賃借人は、市内西富岡にお住いの方です。借受人は、札幌に本社を置き建設業を営む会社です。申請地を選定した理由は、整備を行う調整池が、建設中の新東名と県道相模原大磯線が交差する場所から伊勢原ジャンクション間の高架橋の下に作られますが、

工事現場周囲には利用できる宅地、雑種地はなく、工事現場までの距離も100m程で県道相模原線にも面しており、近くには商業施設もあり最適な場所といえ、他に適当な土地はなく、地権者の協力も得られたので今回の申請地としました。申請地の立地基準は、河川、第二東名、宅地等により分断され、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は全面砂利敷とし法面を含め転圧処理をします。現場事務所、休憩所はユニット式で、基礎はありません。雨水は自然浸透処理とし、汚水については既設のU字溝に接続し、隣接河川に放流します。また、仮設トイレについては汲み取り式のため、放流等を行いません。なお、工事完了後、速やかに砂利、仮設事務所等を撤去し、農地を耕作がきる状態に復元し賃借人に返却します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第3号の1について、「岡崎地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 地区の担当委員と見てまいりましたが、事務局の説明されたように副申してもいいように思います。よろしく申し上げます。

[議長] 次に、議案第3号の2について、「西富岡地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 24日に農業委員、推進委員ともども見てきて、特段影響は無いという判断です。以上、よろしく申し上げます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委員] すみません、私の聞き違いかもしれませんが確認させてください。平面図のところなんですが、南側に家があるということをおっしゃられたと思うんですが、西側の間違いではないでしょうか、南ですか。この図面ですと南側に3.5mの鉄板があるんですけど、西側が2.0mと。家は南側にあると。

[委員] 西の方は、以前、承認いただいた駐車場になっておりますので。畑は、北側だけです。この農地は、けっこう盛っちゃってあるので、だから、そんなに影響ないかと。

[委員] 判りました。

[議長] 他に、ございませんか。

[議長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことで可決決定をいたしました。

[議 長] 次に、議案第3号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり許可相当とする」ことで可決決定をいたしました。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 説明に入ります前に、航空写真を回覧させていただきますので、ご覧いただきたいと思ひます。また、議案書の訂正をお願いいたします。26頁の非農地の事由ですが、昭和43年頃に物置を新築し現在に至っている、とあります。それ以降の文書を削除いただきと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議案第4号、非農地証明交付申請の承認について。大山地区で1件の証明願ひがありました。図面番号は11番です、あわせて公図等をご覧ください。申請地は子易字笛竹の1筆、面積145㎡です。申請理由は、当該地に昭和43年頃に物置を建築し、以降、約50年が経過して農地としての実態がないことや、宅地課税もされていることから、現況に合わせて地目変更をするための申請です。2月20日に地区担当農業委員さんと事務局で現地を確認し、申請地は、農協大山支所から東に約30m、所有者の居宅の北側の畦畔の上部に位置し、1筆ほとんどに物置が建てられています。申請地の立地基準ですが、住宅や山林の状況から「その他2種」と判断されます。農地法に抵触するかと思ひますが、過去に違反転用の指導記録がなく、今後も違反を追及する見込みがないことから、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願ひします。

[地区担当委員] 24日に高部屋地区の委員さん推進委員5名合同で、現地を確認してまいりました。現地は大山街道の通り沿いの所で、申請人の自宅のすぐ裏で一段高い所になってございます。物置、写真にもありますように物置が建ってありますということで、43年頃ですか、物置を新築したという、そういうお話でございます。それ以降、存在しているということでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第4号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] よろしいですか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、本案は、「原案のとおり承認する」ことで可決決定をいたします。次に移ります。

[議 長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は、農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回、新規の届出は4件ありました。内容といたしましては、高部屋地区で1件、1筆、面積は769㎡。比々多地区で3件、面積9,308㎡です。権利の種類は、使用貸借が3件、賃貸借が1件です。

今回、新規に参入する法人としまして、番号の3番に「株式会社 柏木農園」という記載がされています。法人が農地を借りる場合には、次の3つの要件が必要となっております。一つは、貸借契約に解除条件が付されていること。解除条件の内容は、農地を適切に利用しない場合には、契約を解除するということです。二つ目は、地域における適切な役割分担のもとに農業をおこなうこと。内容としましては、集落への話し合いへの参加や農道や水路の維持活動への参画などがあります。三つめは、業務執行役員又は重要な使用人が一人以上農業に常時従事すること。この場合の「常時従事」とは、原則として年間150日以上従事というふうに定められています。今回の新規参入にあたっての貸借契約も、これらの規定に基づいて行われるものです。代表者の方は、既に平塚市内に、個人名義で水稻の栽培、販売を行っており、1,771㎡の経営面積を有しております。また、伊勢原市内にも既に5,664㎡の利用権設定をされており、現在、土づくりとしての土壤整備をされている状況です。このたび法人を立ち上げて、法人形態をとることによって、経営面での合理化を図っていききたいとのことです。今回、借地での栽培予定品目としては、オリーブやブルーベリーを中心に計画をしているとのことです。地権者の皆さまの合意もとられております。法人の業務内容としては、農産物の生産・加工・販売を中心にした農業経営となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[委 員] このところ、だいぶ集積計画が議案として出てきているんですけども、当然採決関係は農業委員10名なんですけれども、今後のこともあるんですけども、集積計画ってというのは当然土地の斡旋的なものですので、推進委員の方の意見を求める必要なんじゃないんですかね。今更の話なんですけども、どうなんでしょうかね。必要に応じて地区担当の推進委員の方が残っていただいて、現地調査をしたとか、そういう報告を受けて問題ないよということで採決ならいいんですけども。農業委員だけでやるのではな

く、推進委員の方の業務っていうのは本来そういうものですよね。集積だったり斡旋だったりっていうのが。地元同士の密着したものが、まず活動の趣旨かと。だいた、このような案件が出てきて、農業委員だけで採決しちゃっているんだけど。特に、地元の推進委員の方の意見というのは求めなくていいんですかね。今更なんですけども、確認だけさせてください。

[事務局] そうですね、採決については農業委員でということになっている訳なんですけど、必要に応じて推進委員さんからの意見を求めることもできますので、今後、対応させていただくような形の中で、変えていかせてもらえればとありますが、皆さま、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[議長] そういう形で、よろしいでしょうか。

[委員] ちょっと気になったもので。

[議長] 私、個人的にはですね、新規参入の法人っていう形、あるいは法人がこのような形で農地を借りてやるということは、いわゆる荒廃農地には繋がっていかないのかなと思います。ある程度、個人の方ができないから、そういったところをお願いしていく、そういうケースが多いんじゃないのかなっていうふうに感じておりますので、むしろ奨励していくような、そういう一般的にはね、そういう形、考え方を取っているんですけども。確かに推進委員さんが、それを推進していく中では情報としては知っておく必要があるんじゃないのかなと考えますので、今後、その辺は、やっていきたいと思います。

[議長] 他に、何かございますか。

[委員] ちょっといいですか。この法人の方の利用権の設定、3番なんですけども、地目を見ると畑も入っているんですけども、大部分が田なんです。先ほど、作物の話が出たときにブルーベリーとオリーブというような話が出たんですけども。その作物なら、オリーブは水がたくさんある所でできるのかなって、いうのがちょっと。基本的には山沿いの所で、水はけがいいというふうに理解しているんだけど。集約して農地を拡大することですが、不適合の作物を作っても駄目じゃないのかなっていうのがあったんで、そういう確認が、どうされているのか聞きたかったんですけども。

[事務局] この地目なんですけども、登記簿地目と現況地目というのがあります。見ていただきますと判りますように、登記簿地目は田ですが現況は既に畑となっているところが半分になっています。こういった所を中心に行いますので、現況が既に畑となっておりますので、水のご心配はなくて大丈夫だと思います。また、現況が田の所につきましては、その様子を見てですね、土壌の方、土作りといいますか整備と申し上げましたが、そうした形で整えていくということでございます。

[委員] ということは、盛土とか何かを、今後、申請がくるということで。

[事務局] そうですね。

[委員] 今の状態じゃあ、無届けの状態で、どんどん埋め立てちゃっているんですけど。

[事務局] 造成に関しては届出が必要になってきますので、そこは農業委員会の方から指導して、全て届出を出した形での。

[委員] そうなの、許可しちゃっていいの、聞いたかったんですよ。

[議長] よろしいですか、他に。

[委員] すみません、先ほど推進委員さんのことで、会議の中に参加していただいていこうということだったんで、私も反対ではなくて、むしろ、その方がいいと思います。もう少し言うと、今の意見もそうなんです、相談窓口と言いますか、いろんな面から見てですね、伊勢原の場合には、今まで法人さんが約10件入っているという部分もあるので、いろいろ今後、そのような形で進めて耕作放棄地がなくなっていくということは、すごくいいことだと思うんですよ。ですけど、いろいろな方もいらっしゃいますので、少し時間を取って話し合いと言いますか、また若い人であれば指導も必要などころもありますので、推進委員さんもそうですけど窓口のようなものを、そういうものができていけば、なお良いかなどは思うんですよ。

[事務局] 窓口的なものについてですが、今年、農協の合併も控えております。農業委員会の窓口相談にいられて、農地バンクですとか、利用権の設定ですとか、農地中間管理機構ですとか、農業委員会だけではなく農業振興課と連携して当たっているというのが実情です。秦野市ですとか厚木市のように都市農業支援センターを窓口としております。平塚市の方では、JA湘南と曜日を決めて開催しているそうです。おそらく、JAいせはらにつきましても、そちらに合わせる形になるのかと思います。具体的な話は、煮詰まっていない状況です。これまで、窓口に来られる方がいられる中で、日時等を決めて行うのであれば周知をしていかないと、せっかく窓口に来たのになって話になってしまうと思いますので。最適化の指針の中にもありますように、新規参入と言うこともあります。農業委員会だけではなく、農業振興課やJA、県の関係機関と連携をして取り組んでいかなければならない話です。JAも今年の11月に合併が予定されておりますので、なかなか話が進んでいないのが現状です。

[議長] 他に、何かございますでしょうか。

[委員] こちらの新規参入の法人さんですが、今、造成を行っている箇所の脇にU字溝がありまして、それが埋まっちゃっているんですが、その辺の指導はいかがでしょうか。現場、見て知っていただけますか、ハウスがあるところなんです。

[事務局] つい最近のものですか。

[委員] ちょっと時間が経っていますが。

[事務局] すぐ、現場を確認してきます。

[委員] 前にも聞いたんですけど、承認するときは承認でいいんですけど、説明の中で解除は出来るよってということだったんですけど、完全に解除するのに他の人に迷惑をかけていて、作業していない人に対して、どこが主導して事務を取り扱うのか教えてください。

[事務局] 法人はですね、貸借権設定した後の進行管理としましてはですね、年に一度農業委員会の方へ業務内容の報告書の提出が義務づけられておりまして、それによりまして適正に管理しているかをチェックすることになっております。この利用権の場合は解除条件付での貸借ですので、管理状況が適正でない場合は契約を解除して原状回復して地権者に返還するということになっております。伊勢原市では現在そのような事例はなくて、全て適正な運営がされておる訳なんですけども、今のお話のように、そういうことがあ

る場合は、まず貸し手の地主さんの方からですね、お話の方が農業委員会の方へいただけると思います。結局、自分の土地を貸しているわけですから、自分の土地を適正に管理されなくて一番困るのは地主さんということになりますので、そういうお話があった場合には、農業委員会の方が窓口になっておりますので、そうしたお話の中に入って処理の形になると思います。

[委 員] 話は来てると思うんだけど。

[事務局] 解除条件付でやっておりますので、ここは解除して欲しいというような地主さんからの話というのは、今のところありません。そういった解除条件で解除したという事例は、過去ございません。

[委 員] そうするとね、周りの耕作している人間がね、ここはおかしいんじゃないかって申し出すると思うよ。

[事務局] そうした事例が、もしあったとしたらですね、農業委員会の方へ申し出ていただければと思います。農業委員会の方で、事実関係を確認することになると思います。

[委 員] 1件、公社の方にも言っているんだけど、おそらく農業委員会の方にも話がおりにきていると思うんだけど。

[事務局] 中間管理機構がやっているものについて、公社の方に話がされているということだと思んですけども、今のところ農業委員会の方に解除条件で解除というような流れでというお話は、特に伺っておりません。

[委 員] 解除まで行くか行かないか判らないんだけど、「あなたたち、ちゃんとやってくれよ」という途中の指導は、どこがやるの。

[事務局] 公社が中に入っている場合ですと、農業委員会と公社、お互いに連携を取りながら指導をすることになります。

[委 員] 1件、公社の職員に話してあるんだよ。それで、なんで農業委員会は判らないのって。それが、よく判らないんだけど。

[事務局] 公社の方に確認してみます、そういうお話があるのかどうか。公社の方と、よく顔をあわせるんですけど、特にお話は聞いておりませんので。

[事務局] あとで場所を教えてくださいませんか。

[委 員] 例の岡崎の件なんですけど。

[議長] 細かい情報、ご存じでしたら、後ほど事務局の方にお話をお願いします。それによって対応するような形を取らせたいと思います。

[委 員] 法人が耕作する農地が、だいぶ増えてきているんですけども、そういうトラブルが発生しているのは確かなんですよ。以前、法人に農地を貸したんですけど、法人の方から水田を耕作するのに土地改良費とかを後から請求されたと。その相談が農業委員会に来てないと思うんですけども、農協の支所の方に相談に来られたんですよ。組合員ということですよ。ただ、借りる際に農協で把握していないから、そこを農協で対応する

ことはできません、という話なんですけれども。法人が優先的に農地を作りたいという申し出があれば、法人の方に行くと思うんですけれども。経営実態も、けっこう、いい加減な法人もあって、そういうところの監視を農業委員会には出来ないと思うんですけれども。借りるのは、どんどんどんどん借りちゃって、それ以外にもやっぱり経営がうまくいかないから、ちょっと水田が崩れたとあって、地主さんに請求がきたりなんか、そうらしいんですよ。ただで貸していて、なんで金を払わなきゃいけないのって、そういう相談があったのは事実なんですよ。やっぱり、法人のチェックですね、法人になると、やっぱり労基署の方から賃金の支払いであるとか、労基署はですね、何年かチェックしているみたいなんですけど。そういうのがありますんで、

[議長] よく、事務局の方にお話をいただきたいと思います。

[委員] 確認なんですけど、先ほどの解除条件付のところ、いわゆる地主さんが書面を提出するという形だと思うんですが、その書面というのは事務局の方にあるんですよね。それで、提出した場合には、その次の総会あたりには、すぐ出るんですかね。

[事務局] 書面というのは、申出書ですね。それが3部構成になっていまして、一つは貸し手、一つは借り手、もう一つは市の控えとなっています。その申出書があったものについて、議案という形で上程しております。この内容の申出書が出ているということです。

[議長] よろしいですか。無いようでしたら採決をしたいと思うのですが。

[委員] 今回の法人さんの話で、ちょっと疑問に思ったのが、法人が勝手に埋めて、返してくださいって時に、これ田ですよ、で、実際には畑になっちゃっていると、そういう場合は原状復帰するのか、誰がするのかっていうのも、全部決まっているんですかね。それを確認したいんですけれども。要するに、今、ここで承認するのは、私なんか承認できるんだけど、その後に、法人さんがちゃんとしてないということで契約が解除になった場合、もう法人さんが全部自分の使いやすいようにしちゃっているわけですよ。申請になったときの地目が畑だったら問題ないんだけど。田だったものを畑にして、返してくださいと、地主さんが田にしたいと言ったときに、戻せるのかどうか、分からないんですよ。それを確認させてください。

[事務局] 結局、地主さんが自分の土地をちゃんと使えないと困ると。地主さんとのトラブルを避けると。もちろん、このようにするには地主さんの合意が必要なんですね。そのときの話し合いの中で、原状回復するのに田に戻さなければいけないのか、それとも畑として使うのかということを確認した上で造成の方は出してもらうわけで。従いまして、実際には、田だったものを盛っちゃって田に戻すというのは、実際には不可能な話ですよ。届出でするので、地主さんも同意をされないと。

[委員] 地主さんが了解してればいいんだけど、勝手にやっていると。

[事務局] もちろん、了解しています。

[委員] わかりました。

[議長] それでは、よろしいですか。

[議長] 質疑を打ち切り採決をいたします。議案5号の1から4については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手多数」 】

[議 長] 挙手多数。よって、議案5号の1から4については、「出願のとおり承認する」といたします。

[議 長] 大変長時間にわたりまして慎重な審議をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、第12回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、3月27日、水曜日、全員協議会開催後に総会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。また、5分程度の休憩後、「農政部会」を開催いたします。よろしくお願いいたします。

【 11時30分 終了 】